

秋田市LINE公式アカウント情報配信システム導入・運用業務に係る
公募型プロポーザルに関する質問および回答

No.	該当項目等	質問内容	回答
1	実施要領 3(6)	参加資格について、提案会社の協業会社であるシステム開発会社が「LINE Technology Partner」に認定されていれば問題ないでしょうか。	応募者に参加資格がない場合は、本件に参加することはできません。 ただし、応募者に参加資格がある場合については、受託事務の一部を本市の許可を受けた上で、協業会社等に委託することは可能です。
2	実施要領 3(6)	参加表明時の提出書類について、提案会社の協業会社であるシステム開発会社が「LINE Technology Partner」の認定を受けているため、システム開発会社より認定証明書類を提出する形で問題ないでしょうか。	応募者に参加資格がなければ、本件に参加することはできません。
3	様式1および様式3	参加表明書と誓約書には「印」の記載がございませんが、代表印は不要でしょうか。	参加表明書および誓約書は、押印不要です。 各様式には、代表者氏名のほか本件担当者氏名等の記入欄がありますので、記入漏れがないよう対応をお願いします。
4	仕様書 4(1)エ	LINEへAPIツールを連携するにあたりLINE公式アカウントをBotモードにしておく必要があるが、Botモードに切り替えた際に制限がかかる機能については対象外でしょうか。	Botモードの設定によって制限される機能については対象外とします。

5	仕様書 4(3)ア(イ) 仕様書 4(3)イ(イ)	「案内文配信→開封ボタンタップ→開封後メッセージ配信」スキームを通じた場合の開封率測定もしくはURLを有する場合のタップ率の測定になりますが問題ないでしょうか。	メッセージの開封状況は、利用者の利便性向上のために検証する項目の一つとして定めているものであり、目的が達成されるものであれば問題はありません。
6	仕様書 4(3)イ(オ)	配信日時／タイトルについては現在のシステムではCSV出力未対応のため、レポート提出での対応でも問題ないでしょうか。	本市が求めるデータがエクセル等加工できる形式で提供される場合は、問題ありません。
7	仕様書 4(8)イ	各機能の利用可能／利用不可の2つの権限のみの設定で問題ないでしょうか。	仕様のとおりです。
8	仕様書 4(1)エ	AI応答メッセージ及び通話機能等のBotモードでは利用できない機能を除いて、LINE公式アカウントの機能利用が可能となりますが同認識で差支えございませんでしょうか？	ご質問のとおりで問題ありません。
9	仕様書 4(5)ウ	リッチメニュー画像データの納品についてですが、データ形式はjpg, png, ai等でのご提出にて差支えないでしょうか？また提出方法についてはメールでのデータ納品にて差支えないでしょうか？	ご質問のとおりで問題ありません。